

大仙市週休２日制工事に関する運用

大仙市週休２日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における運用を次のとおり定める。

要綱第２条関係（定義）

- 1 要綱第２条(2)の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

【現場閉所困難工事の例】

- ・ 公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事（通年維持工事等）
- ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事）

- 2 要綱第２条(3)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。

- ① 工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
- ② 工事全体を一時中止している期間
- ③ 夏期休暇３日間、年末年始休暇６日間
- ④ 余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第３条関係（休日）

1 現場閉所の確認方法

- ・ 発注者は、受注者に対し、「勤務状況確認表」を記載させ、「工事履行報告書」（秋田県共通仕様書様式）に添付して提出させるものとする。最終月においては工事完成届とともに提出させるものとする。

なお、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

- ・ 「工事履行報告書」及び「勤務状況確認表」への記載方法は、別紙２－１、別紙２－２及び「勤務状況確認表」を記載する際の留意事項を参考にする。

2 交代制の確認方法

- ・ 発注者は、受注者に対し、「休日状況確認表」を記載させ、「工事履行報告書」に添付して提出させるものとする。最終月においては工事完成届とともに提出させるものとする。

なお、交代制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

- ・ 「工事履行報告書」及び「休日状況確認表」への記載方法は、別紙３－１、別紙３－２及び「休日状況確認表」を記載する際の留意事項を参考にする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 発注者は、全ての工事を対象に、月単位の週休2日制工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。
- 2 発注方式は以下の表のとおりとする。なお、現場閉所困難工事については、受注者希望型において、週休2日または交代制による取組ができるものとする。

◎：原則 ○：選択

分類 選定要件	指定の有無	月単位の週休2日 通期の週休2日 （現場閉所）	月単位の週休2日 通期の週休2日 （交代制）
現場閉所が 可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が 困難な場合	受注者希望型	○	○

- 3 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は交代制の実施の可否について監督職員と協議するものとする。
- 4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。
- 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日及び交代制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交代制を実施することが困難又は不適切であると発注担当課所長が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第6条関係（工事費の積算）

- 1 原則として「秋田県週休2日制工事に関する各運用（建設部運用、営繕課運用、港湾空港課運用、農業農村整備運用、水産漁港課運用、森林整備運用）」で定める積算方法に準じて行うこと。
- 2 水道工事における積算については、「水道事業実務必携 水道施設整備費に係る歩掛表」に準じて行うこと。
- 3 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取扱いについては、契約検査課と協議すること。

要綱第7条関係（その他）

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（別紙2－1、2－2、3－1、3－2）については、監督員から現場代理人に提供するものとする。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年10月1日から施行する。

別紙 1

特記仕様書

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

項目（節）	内容	
週休 2 日制工事の対象	発注者 指定型	・ 本工事は、大仙市週休 2 日制工事（発注者指定型）である。 ・ 実施にあたっては、「大仙市週休 2 日制工事実施要綱」及び「大仙市週休 2 日制工事に関する運用」に基づき行うこと。
	受注者 希望型	・ 本工事は、大仙市週休 2 日制工事（受注者希望型）である。 ・ 受注者は、契約後速やかに、週休 2 日又は交代制の実施の有無について、監督員と協議すること。 ・ 実施にあたっては、「大仙市週休 2 日制工事実施要綱」及び「大仙市週休 2 日制工事に関する運用」に基づき行うこと。

現場説明書（条件明示）

第 2 編 現場説明事項

第 1 章 条件明示

10 その他		
その他条件 （週休 2 日制工事）	発注者 指定型	その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は週休 2 日を推進するため、月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）を実施する工事である。また、本工事は月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を行う前提として経費の補正を行っています。 なお、補正係数については「大仙市週休 2 日制工事に関する運用」によるものとする。 ・ 工期内において月単位の週休 2 日に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見直します。4 週 8 休に満たない場合は、補正を行いません。
	受注者 希望型	その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は週休 2 日を推進するため、週休 2 日又は交代制を希望する工事である。 なお、週休 2 日の補正は行っていない。 ・ 工期内において、現場閉所の達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見直します。なお、補正係数については「大仙市週休 2 日制工事に関する運用」によるものとする。